表１－３　原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※））

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

緊急事態区分			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等（原子力施設近傍における重点的な対応）※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	原子力事業者		・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	－
	地方公共団体		・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	－
	国		・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	－
施設敷地緊急事態（原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。）	原子力事業者		・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	－
	地方公共団体		・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	－
	国		・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	－
全面緊急事態（原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。）	原子力事業者		・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	－
	地方公共団体		・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	－
	国		・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	－

※　第2(3)②(ⅴ)に掲げるもの。